

南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第19号

南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第 1 条 南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例(平成26年南九州市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・第52条」を「第51条―第52条」に改める。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第10項に規定する
小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第10項第 3
号に規定する小規模保育事業をいう。

第 2 条第11号に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第27条第 1 項に規定する教育認定子どもをい
う。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第27条第 1 項に規定する満 3 歳以上
保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第29条第 2 項に規定する保育認定子どもをい
う。

第 2 条第23号中「第 2 項」を「第 4 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給
付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「(第 4
項において「選考方法」という。)」を加え、同条第 3 項中「同条第 2 号又は
第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3

歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考の方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「規定する」の次に「選考方法及び同条第3項に規定する」を加える。

第24条第1項中「保育士」の次に「（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」に、「(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「同条」を「同令第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける

必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」に、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「、次」を「次」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考の方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「ど、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条」を「第52条」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に改め、「含む。次条」を「含む。第52条」に改め、「章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定す

る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条」を「第51条」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

（南九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 南九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南九州市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

（南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南九州市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき

保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第5項第2号中「、次」を「次」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条に見出しとして「（児童対象性暴力等の防止）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若し

くは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(地域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「第10項」の次に「第1号」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当

該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含み、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する」及び「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条及び第7条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則に次の1条を加える。

- 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（地域限定保育士を含み、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（南九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 南九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和7年南九州市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条第1項中「保育士」の次に「(法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第4条中南九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の2の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
- 2 附則第4項から第6項までの規定は、令和6年4月1日から適用する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)
- 3 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(経過措置)

- 4 当分の間、改正後の南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 5 令和10年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例」とあるのは「同条例」と、「「30人」とあるのは「、「30人」とする。

- 6 附則第4項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、附則第2項の規定による読み替え前の南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。